

宮崎国際大学サテライト・オフィス規程

(目的)

第1条 この規程は、宮崎国際大学サテライト・オフィス（以下「サテライト」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置目的)

第2条 サテライトは、宮崎国際大学（以下「本学」という。）が、広く一般市民や高校生。中学生等への学術的な貢献，社会人教育を実施するための地域の教育研究拠点として設置する。

(場所)

第3条 サテライトは、宮崎市昭和町50番地（宮崎学園高等学校経営情報科）内に設置する。

(サテライト運営責任者)

第4条 サテライトに、サテライト運営責任者（以下「運営責任者」という。）を置き、地域連携センター長をもって充てる。

(使用者)

第5条 サテライトを使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 本学の学生
- 2 本学に勤務する教職員
- 3 本学の卒業生及び修了生
- 4 その他、運営責任者が適当と認めた者

(施設)

第6条 サテライトに、インフォメーションプラザ，多目的講義室及びその他の施設を置く。

(用途)

第7条 前条の施設は、次の各号に掲げる用途に使用するものとする。

- 1 本学が行う地域との教育研究
- 2 本学が主催又は共催する事業（地域連携・地域貢献活動、公開講座）
- 3 宮崎学園高等学校・中学校との英語教育の推進
- 4 本学の広報活動
- 5 本学の学生の活動又は行事のうち、運営責任者が適当と認めたもの
- 6 その他、前各号の使用に支障のないものとして、運営責任者が適当と認めたもの

(休館日)

第8条 サテライトは、次の各号に掲げる日は使用できない。

- 1 12月28日から翌年1月4日まで
- 2 その他、運営責任者が指定する日

(庶務)

第9条 サテライトの管理運営は、地域連携センターが行い、センター内にサテライト・オフィス運営委員会を置く。運営委員会の内規は別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。